

# 森林を お持ちの 皆さまへ

## 森林所有者の責任

平成31年（2019年）4月に森林経営管理法が施行されました。この法律では、森林所有者の皆さまが適時に伐採、造林、保育を行い、森林を適切に管理する「責務」が明確化されました。特にスギやヒノキなどの人工林は、天然林に比べて手入れの遅れによる土壌保全や水源涵養の機能低下が大きく、風による倒木や土砂災害の防止のためにも、定期的な間伐する必要があります。

## 森林経営管理制度

当町では、森林経営管理法に基づいて、新たな森林経営システムに取り組んでいます。

このシステムでは、

- ・ 森林を適切に管理
- ・ 地球温暖化防止や災害防止などの森林の公益的機能の維持増進に寄与

- ・ 安定的な木材の供給
  - ・ 林業の成長経済化
  - ・ 雇用の創出や地域経済の活性化
  - ・ 地方創生の実現
- といった点が期待されています。

森林所有者の皆さまには、森林の経営管理の方針について意向調査を実施します。令和元年度（2019年度）から対象地区を分けてスタートして、計画的に約10年かけて町内全域の調査を実施する予定です。そして意向調査の回答を元に、町で経営管理方法を検討していきます。町で管理していくべきと判断した森林については、森林所有者の委託を受けて伐採などを実施するための権利を町に設定します。

町が経営管理することになった森林については、以下の2通りの方法で管理していきます。

① 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、木材販売による経営を目指す。

② 経済的に成り立ちにくい森林については、町が公的管理を行う。

## 森林経営管理制度の流れ



## 森林所有者の山離れ

昔は多くの森林所有者が、木材を販売する目的で山に木を植えていました。しかし、その後の生活様式の変化や輸入材の増加などによって国産材の価格は低迷しています。このような状態が続いたことで、山に対する経営意欲をなくし、山離れが進んでいきました。さらに、相続時に権利関係が整理されずに放置される森林も多く、所有者がわからないことで森林整備が進まないといった問題も起きています。

## こんな方法も

林業では本来、木材を販売した収益を元に間伐の費用をまかなっていくものです。ところが、現在では多くの山が、収益が見込めない状態であるため、森林所有者による間伐は大きな負担となります。

そこで、町では森林環境譲与税を活用した間伐に対する補助金（13万円/ha）を用意しています。補助金を活用することで、間伐費用に対する自己負担は大幅に軽減されます。林務課（金屋庁舎）や森林組合にご相談ください。